

本資料は、令和3年2月15日第2回社会福祉法人会計基準等検討会「資料2」について、当日のご意見を反映し整理したものの(変更部分は赤字)

社会福祉法人会計基準等検討会
(第3回)

令和3年7月13日

参考資料1

他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用の考え方

○平成23年の新社会福祉法人会計基準導入以降、他の会計基準で議論が進んでいるものの取扱いが明確になっていない以下の事項について社会福祉法人会計基準の取扱いを明確にしてはどうか。
○本検討会で方向性が定まったものについては、方向性に沿った対応を行ってはどうか。
(なお、パブリックコメントが必要な通知の改正については、次回の検討会に改正案を提示する。)

1 会計方針に関する事項

- (1) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理について
- (2) 消費税等の会計処理について

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 満期保有目的の債券の保有目的の変更について
- (2) 固定資産の減損に関する会計処理について
- (3) 資産除去債務に関する会計処理について
- (4) 退職給付会計における原則的な会計処理について

3 事業活動計算書に関する事項

- (1) 工事契約に関する収益の会計処理について

4 計算書類の注記に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する注記について
- (2) 賃貸等不動産の時価等の注記について

1. 会計方針に関する事項（1/2）

論点	現状	対応の方向性
<p>(1) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理について</p> <p>○本会計処理は、企業会計基準において、投資家による会計数値の正確な期間比較、企業間比較を可能とし、投資意思決定に資するために求められているもの。具体的には、会計方針の開示の内容及び会計方針が変更された場合や過去の計算書類に誤謬が発見された場合に<u>過去の計算書類に遡及して訂正する処理</u>を求めるもの。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、開示すべき会計方針は記載されているが、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理の記載がない。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理によらない会計処理も公正妥当としている。公益法人が自主的に本基準を適用することは可としている。 ・学校法人会計基準 記載なし <p>※独立行政法人会計基準では適用されていない。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準では、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されず、<u>過去の計算書類に遡及して訂正する処理を求めていること、及び過去の誤謬等の計算書類における処理方法※</u>をQ&Aで明確にしてはどうか。</p> <p><u>※誤謬等が判明した年度に原則として特別増減の部に表示するなど。</u></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模法人が多い社会福祉法人にとって、過去の計算書類に遡及して会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理は、多大な事務負担となることが想定されるため。

1. 会計方針に関する事項（2/2）

論点	現状	対応の方向性
<p>(2) 消費税等の会計処理について</p> <p>○本会計処理は、消費税等の会計処理につき、<u>税抜き方式</u>（「<u>税抜き方式</u>」とは、消費税額及び地方消費税額を売上高や仕入高等に含めないで区分して経理する方法）を求めるもの。企業会計では、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）において「<u>税抜き方式</u>」の適用が求められる。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、消費税等の会計処理について記載がない。</p> <p>○ただし、平成23年の新会計基準に関する意見募集（パブリックコメント）への回答の中で、「<u>税込方式を前提としつつ、法人として税抜き方式を選択することも可能である</u>」とする考え方を示している。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準 記載なし ・学校法人会計基準 記載なし 	<p>○社会福祉法人会計基準では、「<u>税込方式を前提としつつ、法人として税抜き方式を選択することも可能である</u>」ことをQ & Aで明確にしてはどうか。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に税負担者となることが多い社会福祉法人は、本来税込み方式（「<u>税込み方式</u>」とは、消費税額及び地方消費税額を売上高や仕入高等に含めて経理する方法）が適しているものと考えられるため。 ・法人の事業内容によっては課税売上割合が異なるが、法人の自主的な判断で税抜き方式を採用することも可能とする現行の考え方は、実務上適していると考えられるため。

2. 貸借対照表に関する事項（1/4）

論点	現状	対応の方向性
<p>(1) 満期保有目的の債券の保有目的の変更について</p> <p>○本会計処理は、企業会計基準において、満期保有目的の債券に分類された債券について、償還期限前に売却を行った場合、満期保有目的の債券に分類された残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えるもの。保有目的を変更することにより、原価評価から時価評価に変更される。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、局長通知において、満期保有目的の債券についての規定※があるが、償還期限前に売却を行った場合の取扱いについては記載がない。</p> <p>※満期保有目的債券は原価評価であること、取得後の満期保有目的の振替は認められないことなど。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準記載なし ・学校法人会計基準記載なし 	<p>○社会福祉法人会計基準において、満期保有目的の債券を償還期限前に売却を行った場合、<u>満期保有目的の債券に分類された残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替える会計処理を社会福祉法人に求めることを局長通知で明確</u>にしてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的の債券とは、法人が満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力に基づいて保有する債券である。従って、法人が時価等の変動や法人の資金繰り如何で償還期限前に売却を行った場合、満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力が認められるとは言えず、保有目的の変更があったと捉えて然るべきであるため。 ・実務上、基本財産を満期保有目的の債券に分類し、償還期限前に売却している事例が見受けられ、会計上の取扱いを明確にする必要があるため。 ・本取扱いは、社会福祉法人が満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合の会計上の取扱いを明確にするものであり、すべての法人に新たな負担を求めるものではないため。

2. 貸借対照表に関する事項（2/4）

論点	現状	対応の方向性
<p>(2)固定資産の減損に関する会計処理について</p> <p>○本会計処理は、企業会計基準上「減損会計基準」と呼ばれ、減損の兆候、減損損失の認識、減損損失の測定等、固定資産価値の下落に関する厳密な会計処理を求めるもの。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、資産価値の下落について、企業会計基準における「減損会計基準」とは別に強制評価減[*]の会計処理を求めている。</p> <p>※会計年度末日の時価が取得原価よりも著しく下落している(概ね50%超下落)資産について、時価が取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価評価すること。</p> <p><u>ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。</u></p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準 <p>平成27年度「公益法人の会計に関する研究会」において「減損会計基準」の適用の可否の検討がされたが適用には至らず、社会福祉法人と同様、「減損会計基準」とは別に「強制評価減」を採用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人会計基準 <p>記載なし</p>	<p>○社会福祉法人会計基準では、固定資産の減損については、<u>現行(「減損会計基準」とは別に「強制評価減」を採用)のまま変更しないこと</u>としてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人同様、社会福祉法人も、現行の方法の改正を必要とする事情変更は認められないため。

2. 貸借対照表に関する事項（3 / 4）

論点	現状	対応の方向性
<p>(3) 資産除去債務に関する会計処理について</p> <p>○本会計処理は、企業会計基準において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約に基づく建造物の解体や修繕等の原状回復義務 ・法令に基づく有害物質の除去義務 <p>など、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該資産を除去する際に、法令や契約により求められる法律上の義務が発生した時に負債計上するとともに必要な注記を求めるもの。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、資産除去債務に関する規定がない。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準適用されている ・学校法人会計基準記載なし 	<p>○社会福祉法人会計基準では、<u>資産除去債務に関する会計処理が適用されないことを原則的な方法としつつ、社会福祉法人が自主的に本会計処理を適用することは可とする</u>ことをQ&Aで明確にしてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>・<u>社会福祉法人は、事業の用に供する基本財産を、原則、法人所有しなければならないことから、契約に基づく建造物の解体等の原状回復義務の会計的影響は限定的である。なお、法令に基づく有害物質の除去義務のうち、例えば放射性物質については一部の医療提供施設を除き、社会福祉施設における保有は限定的であることなどから、会計的影響は限定的であると言える。</u></p> <p>・ただし、社会福祉法人の中には、期間費用を平準化するニーズ等の観点から<u>資産除去債務の計上が必要なケースも一定程度はある</u>と考えられることから、自主的に本会計処理を適用することについて認めてもよいと考えられる。</p>

2. 貸借対照表に関する事項（4 / 4）

論点	現状	対応の方向性
<p>(4)退職給付会計における原則的な会計処理について</p> <p>○本会計処理は、企業会計基準において、従業員への退職給付について引当金及び退職給付費用を計上する会計処理として、退職時に見込まれる退職給付総額のうち当期末までに発生していると認められる額を、一定の割引率と予想残存勤務期間に応じて割引計算することなどにより算定するもの。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、課長通知において、退職給付会計における原則的な会計処理の例外として簡便的な会計処理が記載されているが、原則的な会計処理についての具体的な記載がない。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準適用されている ・学校法人会計基準記載なし 	<p>○<u>原則的な会計処理を採用した場合の具体的な処理方法を課長通知及びQ & Aで明確にしてはどうか。</u></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の会計実務上、独自の退職給付制度を設ける法人の多くは簡便的な会計処理を採用しているため。 ・実務上、退職給付の対象となる職員数が300人以上の規模の大きい法人が独自の退職給付制度を設け、原則的な会計処理をしている事例が見受けられることから、原則的な会計処理が必要な法人の会計処理も明確に示すことが有用であるため。

3. 事業活動計算書に関する事項 (1/1)

論点	現状	対応の方向性
<p>(1) 工事契約に関する収益の会計処理について</p> <p>○本会計処理は、企業会計基準において、工事契約を締結した際に、工事契約による収益や原価を、工事の完成前でもその進捗度に応じて計上するための要件や、工事進捗度の見積方法など、工事契約の会計処理を定めるもの。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、工事契約に関する会計処理の規定がない。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準適用されている ・学校法人会計基準記載なし 	<p>○社会福祉法人会計基準上、<u>工事契約の会計処理等を規定せず、現行のまま特段の対応をしないこと</u>としてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人において、工事契約を業務として行うことは想定されず、本会計処理の判断を求められるケースは想定されないと考えられるため。

4. 計算書類の注記に関する事項（1/2）

論点	現状	対応の方向性
<p>(1)金融商品の状況に関する注記について</p> <p>○本会計処理は、企業会計基準において、金融商品の状況に関する事項(金融商品に対する取組方針、金融商品の内容及びそのリスク、金融商品に係るリスク管理体制)を注記するもの。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、第29条において注記すべき事項が列挙されているが、この中で、金融商品の状況に関する注記は規定されていない。</p> <p>ただし、「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」の注記を求めており、法人が当該箇所にて自主的に情報開示することは可能である。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準適用されている ・学校法人会計基準記載なし 	<p>○<u>現行のまま変更しない</u>こととしてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人では、公益財団法人のように事業財源の相当部分を金融商品の運用益によって賄われている実態は一般的ではないため。 ・社会福祉法人の基本財産は安全確実な資産での運用が求められ、また、基本財産以外の資産についても、リスク資産での運用は制限されるため、金融商品の状況に関する注記の必要性は乏しいと考えられるため。

4. 計算書類の注記に関する事項（2/2）

論点	現状	対応の方向性
<p>(2) 賃貸等不動産の時価等の注記について</p> <p>○本会計処理は、企業会計基準において、賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されている「賃貸等不動産」について、その概要、時価の期中における主な変動、期末における時価の算定方法、損益等の注記を求めるもの。</p>	<p>○社会福祉法人会計基準においては、賃貸不動産の時価等の注記の規定はない。</p> <p>ただし、「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」の注記を求めており、法人が当該箇所にて自主的に情報開示することは可能である。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準適用されている ・学校法人会計基準記載なし 	<p>○<u>現行のまま変更しないこと</u>としてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人においては、賃貸不動産の総資産に占める割合は軽微であることが想定されるため。